

大阿蘇病院 認知症対応型通所介護施設運営規程

医療法人 社団大徳会が開設する大阿蘇病院 認知症対応型通所介護施設（以下「事業所という。」が実施する認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 認知症対応型通所介護の事業は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1） 指定認知症対応型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- （2） 指定認知症対応型通所介護は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- （3） 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- （4） 指定認知症対応型通所介護の提供にあたる従業者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- （5） 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- （6） 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- （7） 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 大阿蘇病院 にこにこデイサービスセンター
- （2） 所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5857番地7

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし介護予防認知症対応型通所介護事業を併せて行う場合は、人員の兼務及び設備の共用を認め、規定の範囲内でサービス提供を行うものとする。

(1) 管理者 1名以上

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、サービスの利用申込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従事者に対する助言指導、通所介護計画の作成、説明等を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者への看護、その他の認知症対応型通所介護サービスの提供に従事する。

(4) 介護職員 2名以上

介護職員は、利用者への介護、その他の認知症対応型通所介護サービスの提供に従事する。

(5) 機能訓練指導員 1名〔兼務〕

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (4) 延長サービス 午前7時30分から午前8時30分までとする。
午後4時30分から午後7時30分までとする。

(利用定員等)

第6条 事業所の利用定員等は、次のとおりとする。

- (1) 施設区分 単独型 認知症対応型通所介護施設
- (2) 利用定員 12人を上限とする。

(指定認知症対応型通所介護計画の作成等)

第7条 指定認知症対応型通所介護を提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に通所介護計画を作成するものとする。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成するものとする。

- 2 指定認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る者とする。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(指定認知症対応型通所介護の内容)

第8条 指定認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助、介護サービス日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
- (2) 入浴の介助 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- (3) 排泄物の介助 利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。
- (4) 食事の提供及び介助 利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
- (5) 機能訓練 屋外散歩同行、家事共同作業、野菜園作物の育成収穫作業等により生活機能の維持・改善に努めます。
- (6) 相談、助言、利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及びその助言を行う。
- (7) 送迎サービス 送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める規準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護が法定代理サービスであるときは、負担割合に応じての額とする。

- 2、食費は、一食あたり550円(おやつ代込み)を徴収する。
- 3、本事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費。
- 4、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、阿蘇市とする。

(サービス利用に当たっての利用者及び家族の留意事項)

第11条 サービス利用に当たっての利用者及び家族の留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第12条 通所介護事業者の従業者等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、少なくとも1年に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 事業者は、正当な理由なく指定通所介護、指定介護予防通所介護の提供を拒んではならない。

2 事業者は、次に該当する場合には指定通所介護の提供を拒むことができる。

- (1) 当該事業所の現員からは利用申し込みに応じ切れない場合
- (2) 利用申し込み者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- (3) その他利用申し込み者に対して自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な指定認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第16条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第17条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の

各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 1 正当な理由なしに指定認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(利益供与の禁止)

第18条 指定認知症対応型通所介護事業所またはその従業者に対し、利用者に対しての特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(事故発生時の対応)

- 第19条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サービスの提供記録の記載)

第20条 指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定認知症対応型通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(秘密保持)

- 第21条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するものとする。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所の個人情報の取り扱いについては、法人の個人情報保護規程等により適正な方法で取り扱うものとし、保有する個人情報についてはその利用目的の範囲内のできる限り最新かつ正確な内容を保持するよう努めるものとする。
 - 4 事業所は、サービス担当会議等において利用者及び家族等の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族等の同意を予め文書により得るものとする。

(苦情処理)

- 第22条 提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。
- 2 当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行

う調査等に協力し、改善等の指示を受けた場合は速やかに改善します。

(損害賠償)

第23条 利用者に対する通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第24条 事業所では、通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(1日体験利用の内容)

第25条 1日体験利用については次の要領で行うものとする。

1. 1日体験利用は1回限りとし、利用料金については320円、食事代(おやつ代込)は1食あたり550円とする。
2. 体験の利用時間は、第5条の規定の通りとする。ただし、第4号の延長サービスについては行わないものとする。
3. 体験利用
の受け入れは、利用定員を満たさない場合に行うものとする。
4. 送迎については、家族が行うものとする。
5. 利用者の健康状態に応じて受け入れを行うものとし、入浴は希望者のみとする。
6. 緊急時等の連絡先は、申請書に必ず記入するものとする。
7. 1日体験利用の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
8. 1日体験利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第26条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第27条 事業所は、この事業を行うため、ケースの記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

2 管理者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 社団大徳会 大阿蘇病院 認知症対応型通所介護施設との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年3月20日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日に一部改定し施行する。

この規程は、平成27年8月1日に一部改定し施行する。

この規程は、平成30年4月1日に一部改訂し施行する。

この規程は、平成30年8月1日に一部改訂し施行する。

この規程は、令和元年8月8日に一部改訂し施行する。

この規程は、令和2年5月1日に一部改訂し施行する。

この規定は、令和6年4月1日に一部改訂し施行する。

この規定は、令和7年4月1日に一部改訂し施行する。